

【林業経済学会投稿規程】

(1996年4月4日制定)
(2012年11月9日最終改正)

- 第1条 学会誌への投稿は、林業経済学会の正会員に限る。ただし、理事会あるいは編集委員会からの依頼原稿についてはこの限りではない。また、筆頭者以外の共同執筆者に非会員を含むことは差し支えない。
- 第2条 原稿は、論文、短報、その他とし、論文と短報については未発表のものに限る。論文とは、独創性のある理論的または実証的な研究で、方法が明確なもの、または、客観的な資料・考察に基づいて広い視点から論じたもの、研究動向を整理し、著者による論評や展望を加えたものをいう。短報とは、一連の研究の中間報告、公表の緊急性が高いデータや結果の提示、予察的な仮説の提示、調査報告など、研究記録にとどめておく価値のあるものをいう。その他とは、論文と短報に該当しないものをいう。
- 第3条 原稿は、編集委員会の定める『林業経済研究』執筆要領（英文の場合はWriting Manuscripts）に従って作成しなければならない。
- 第4条 原稿は、別に定める林業経済学会原稿審査規程に従い、審査を受ける。
- 第5条 学会誌への原稿の掲載は、原則として受理年月日順に行う。
- 第6条
- (1) 学会誌に掲載した原稿の著作権は林業経済学会に帰属する。
 - (2) 林業経済学会（以下、「甲」とする）は、論文等の個別の著者および共著者（以下、「乙」とする）に対し、甲が著作権を有する著作物『林業経済研究』のうち、乙の執筆になる論文等を、以下の態様で利用すること（乙自身による利用、乙の所属する機関、ないし当該論文等の執筆にかかわる研究助成を行った団体による利用であって、かつ非営利の学術的目的の利用に限る。）を許諾する。
 - ① 複製
 - ② 自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）
ただし、上記規定にかかわらず、甲は著作権を放棄するものではなく、したがって、甲自身による自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）を妨げない。
- 第7条 原稿は、返却しない。
- 第8条 原稿の執筆者は、別刷りを理事会が定めた価格で購入する。なお、トレースおよび超過頁分は実費とする。
- 第9条 この規程の改正は編集委員会の提案にもとづいて評議員会が行う。
(附則削除)

Instructions for Contributors

(enacted on April 4, 1996)
(revised on November 9, 2012)

1. Contributors to Journal of Forest Economics are required to hold regular or student membership of the Japanese Forest Economic Society. This requirement is exempted in case of invited papers. In case of joint work, the first author should hold the membership.
2. Manuscripts are limited to three types: original articles, short communications and commissioned manuscripts. Original articles and short communications must be unpublished.
3. Papers must be prepared according to the "Writing Manuscripts".
4. The editorial board will judge manuscripts on the bases of "Regulation for Manuscripts Judgment".
5. The paper will be published mainly on a first accepted, first printed basis.
6. (1) All the copyright of the manuscripts in the journal is reserved by the Japanese Forest Economic Society (JFES).
(2) JFES assents to the use of a manuscript, whether individually or jointly written, in the following situations provided it is for non-commercial use on behalf of the author(s), their affiliated organizations, or a group that supported the research:
 - ① reprints
 - ② public transmission or interactive transmission (including future public transmissions made possible due to advances in technology)
However, in case of the above, JFES retains the copyright and the right to public transmission or interactive transmission (including future public transmissions made possible due to advances in technology).
7. Submitted manuscripts will not be returned.
8. Authors are required to purchase reprints of articles at the price fixed by the executive committee. Tracing or additional pages are subject to additional charges.
9. The council of Forest Economic Society can amend this instruction based on the proposal of editorial board.

【林業経済学会原稿審査規程】

(1996年4月4日制定)
(2006年11月2日最終改正)

- 第1条 編集委員長は、編集委員会の議を経て、編集委員を含む2名以上の審査者を委嘱する。なお、非会員にも審査を委嘱

- することができる。具体的な審査の手順は編集委員会が別に定める審査手順による。
- 第2条 審査者は、以下の項目に照らして原稿を審査し、原稿審査報告書を編集委員会に提出する。加筆・修正の必要がある場合はその旨を記入する。
- (1) 分野：本学会誌に適切な分野であること。
 - (2) 論理性：論旨の展開が明快で記述も簡潔明瞭であること。
 - (3) 新規性：内容に新たな知見が盛り込まれていること。
 - (4) 体裁：形式や記述が『林業経済研究』執筆要領に準拠していること。
 - (5) その他：引用文献、図表等が適切に用いられていること。
- 第3条 編集委員会は、審査の結果、および加筆・修正等について、投稿者に報告する。
- 第4条 投稿者は、審査の結果に対して文書で意見を述べ、反論することができる。
- 第5条 編集委員会は、投稿者からの文書による反論があった場合、さらに審査者を加えるなど適切な措置を執って再度審査を行い、その結果を投稿者に報告しなければならない。
- 第6条 この規定の改正は編集委員会の提案にもとづいて評議員会が行う。

【原稿審査手順に関する申し合わせ】

(1999年7月26日制定)
(2006年11月2日改正)
(2023年4月21日最終改正)

審査にあたっては、以下のとおりの手順で行います。

1 審査手順

- (1) 編集委員会は、林業経済学会原稿審査規程にしたがって、審査を行います。
- (2) 審査期間、原稿の修正期間、審査判定に関する事項は下記のとおりとします。

2 審査期間、原稿の修正期間

- (1) 審査開始から判定までの期間は、第1審で4週間、それ以降は3週間を目途とします。
- (2) 著者による原稿の修正期間は、第1審後で6週間、それ以降は4週間を目途とします。
- (3) 審査は最長で第4審までを行い、第4審までに「掲載可と判定しました(判定A)」とならない場合、審査を打ち切ります。
- (4) 審査結果通知後3か月経っても、著者から修正原稿の提出がない場合、原則として審査を打ち切ります。ただし、著者からの申し出により、産休・育休、病氣療養、長期研修、異動、指導教員の長期不在などにより修正原稿の提出が難しい場合は修正期間の延長を認めます。

3 審査判定

審査判定は以下の4段階で行います。

- A 掲載可と判定しました。
- B 指摘事項について訂正すれば、編集委員会の判断で掲載可とします。
- C 引き続き審査を継続します。指摘事項についての回答と訂正原稿の提出を求めます。
- D 掲載却下と判定しました。

4 この申し合わせの改正は編集委員会で決定し、理事会で報告します。

(附則削除)

【原稿審査の方針（内規）】

(1996年7月26日承認)
(2017年3月15日改正)
(2023年4月21日最終改正)

1 制度の考え方

- (1) 編集委員会が担当編集委員を指名し、担当編集委員は主査を兼任し、責任を持って審査を行います。
- (2) 編集委員会は原稿の審査の最終的な決定を行い、決定について責任を負います。

2 主査の役割

- (1) 原稿の審査に責任を負います。
- (2) 編集委員会が選定した副査候補名簿をもとに、1名以上の副査への依頼を行います。
- (3) 「査読の留意点」に従いつつ原稿の審査を行います。
- (4) 副査の意見、および自らの意見を総合して判定を行い、著者宛の審査結果通知、審査判定を作成し、学会誌刊行センターに送ります。
- (5) 必要な場合は、編集委員会の承認のもと副査を追加または変更することができます。
- (6) 編集委員会に対して最終的な判定についての決定を求めます。
- (7) 必要な場合には審査に関する編集委員会の開催を要求することができます。

3 編集委員会の役割

- (1) 原稿の審査について最終的な決定を行い、決定について責任を負います。
- (2) 原稿ごとに担当編集委員兼主査を指名し、副査候補の名簿を作成します。

- (3) 公正な投稿および審査が行われ、論理的、倫理的な問題がないことを確認します。審査結果に問題がある場合、審査のやり直し、審査者の追加または交代を決定することがあります。
 - (4) 著者へ最終的な決定の通知を行います。
 - (5) 決定に不服のある著者は編集委員会に対して異議申し立てをすることができ、編集委員会はこれを審議して適切な対処を行います。ただし、著者からの申し出により、産休・育休、病気療養、長期研修、異動、指導教員の長期不在などにより修正原稿の提出が難しい場合は修正期間の延長を認めます。
- 4 副査の役割
- (1) 「原稿審査の確認事項」および「原稿審査に関する留意点」に従いつつ原稿の審査を行い、原稿審査報告書を主査に送付します。
- 5 編集委員の名前が含まれる原稿の審査
- (1) 編集委員が著者となっている原稿については、当該編集委員をすべての審査過程から除いて審査を行います。
- 6 審査期間、原稿の修正期間
- (1) 審査開始から判定までの期間は、第1審で4週間、それ以降は3週間を目途とします。
 - (2) 著者による原稿の修正期間は、第1審後で6週間、それ以降は4週間を目途とします。
 - (3) 審査は最長で第4審までを行い、第4審までに「掲載可と判定しました(判定A)」とならない場合、審査を打ち切ります。但し、判定Aには担当編集委員の裁量の範囲の修正で掲載可となるものを含めます。
 - (4) 審査結果通知後3か月経っても、著者から修正原稿の提出がない場合は、原則として審査を打ち切ります。ただし、著者からの申し出により、産休・育休、病気療養、介護、長期研修、異動、指導教員の長期不在などにより修正原稿の提出が難しい場合は修正期間の延長を認めます。
- 7 この内規の改正は編集委員会が決定し、理事会に報告を行います。
(附則削除)

投稿論文の別刷りに関する学会からのお知らせ

投稿論文が掲載された方には、別刷りをご購入いただきます(林業経済学会投稿規程第8条)。別刷りはPDFファイルのみか、それに50部単位で冊子を加え、次表の価格で購入できます。

購入内容	刷り上がりページ数					
	6頁	～8頁	～10頁	～12頁	～14頁	～16頁
PDFのみ	10,000円	16,000円	26,000円	36,000円	46,000円	56,000円
PDF+冊子50部	15,000円	21,000円	31,000円	41,000円	51,000円	61,000円
PDF+冊子100部	20,000円	26,000円	36,000円	46,000円	56,000円	66,000円

注：別刷りはPDFファイルのみか、それに50部単位で冊子を加えて購入できます。

冊子100部以上の購入も可能です。別途ご相談ください。

学生会員(投稿時)の私費による支払いの場合は、半額とします。

シンポジウム論文、コメント等につきましても別刷り購入できますので、別途ご相談ください。